

全中連ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL03(5651)7301 FAX03(5640)6055

○〒103-0027 東京都中央区日本橋3-14-1 新々会館9階
○ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>>

事業の推進を積極的に展開し会員サポート体制を強化する 第31回理事会開催

3月10日（金）、京都市のTKPガーデンシティ京都タワーホテルにおいて第31回理事会が行われ、各種規程の制定と改定、令和5年度事業計画（案）と令和5年度の予算（案）、令和4年度基盤安定積立金など上程された9議案は原案通りすべて承認されました。

令和5年度の会議については、定時社員総会は5月26日（金）に開催し、その席上において全中連模範的な優秀技能者表彰の表彰式を実施すること、

これまでの東日本・西日本ブロック会議に換えて事務局長会議を10月20日（金）に行うこと、三役会設置規程の制定により三役会は必要に応じて適宜に開催することなどが決まりました。

令和4年度における組織拡大については、2月末時点において賛助会員の申し込みは1,553社にまで増えたことが報告されました。事業の推進については、令和4年4月から開始した外国人技能者支援事業の利用申込数は2月末時点において1,249社を数えたこと、令和5年1月から開始した石綿取扱い作業従事者特別教育は2月までに3会場で開催され、延べ119名が受講したこと、また、事務所の移転についても報告されました。

令和5年度における事業の推進については、石綿従事者に対する特別教育を令和4年度に引き続いて開催するとともに、令和5年度からは新たに石綿作業主任者技能講習と建築物石綿含有建材調査者講習を行うこととし、会員団体からの実施要請に応じて随時開催することとしました。

建設業界における深刻な人手不足の解消策として国が進めている一定の専門性・技能を有する外国人（特定技能外国人）の受入れを円滑に奨めるための外国人技能者支援事業については、会員事業者への積極的な支援を行うとともに、建設業界の担い手確保と育成を図ることを目的とした建設キャリアアップシステム登録代理申請をより一層推進させるとしました。トータルサポートプランや所得補償サポートプランをはじめとする各種補償制度においては、地元からの要請があればいつでも会員団体及び事業者単位でのWEB相談会や出張説明会等の実施を受け付けるなど、数々の事業を通して会員サポート体制の強化を図ることとしました。



事務所移転のお知らせ

移転先住所 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-1 新々会館9階

電話番号(03-5651-7301)とFAX番号(03-5640-6055)は変わりません。

石綿取扱い作業従事者特別教育 3会場で開催

労務安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として、労働安全衛生規則第36条第37号に基づく石綿（アスベスト）取扱い作業従事者特別教育の講習会を実施しました。

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業（石綿則第4条）を行う際は、本特別教育の修了者を就かせることが事業者には義務付けられていることから、建設業者向けの研修・人材育成を行う教育講習機関の建設業安全推進協会と業務提携を行い、会員団体の要請に応じて3会場で開催しました。

■奈良県会場

開催日：令和5年1月11日（水）
共催団体：奈良県建築事業協同組合
会場：奈良県人権センター（奈良市）
受講者：24名



奈良県会場

■三重県会場

開催日：令和5年1月30日（月）
共催団体：三重県建築業組合連合会
会場：総合建設伊勢「アクト伊勢」（伊勢市）
受講者：17名



三重県会場

■石川県会場

開催日：令和5年2月21日（火）
共催団体：一般社団法人 北陸建設業協会
一般社団法人 建設人材支援機構
会場：石川県地場産業振興センター（金沢市）
受講者：78名



石川県会場

外国人技能者支援事業 利用申込者急増中

令和4年3月に一般社団法人建設技能人材機構（JAC）への正会員加盟が承認され、同年4月から開始した外国人技能者支援事業は、2月末時点において1,249社からの申し込みを受けています。

令和元年4月より「特定技能者」という新しい在留資格制度が始まったことにより、外国人労働者は「特定技能1号」または「特定技能2号」の在留資格を有して日本で働くことができるようになり、中小・小規模事業者をはじめとする建設事業者は、若い外国人技能者を受け入れることで人手不足を補えることができるようになりました。

当会はJACや登録支援機関と連携しながら、会員皆様の経営安定化と健全な発展を支援すべく、令和5年度においても外国人技能者支援事業を積極的に進めてまいります。



令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として
「適格請求書等保存方式」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する
事業者となるには
事前に登録申請が必要です!



【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】

登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほかに一定の事項が記載された請求書や領収書その他これに類するものをいいます。



インボイス制度について

専用ダイヤル

【24時間】0120-205-553

【受付時間】9:00~17:00(土日祝日)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/e>
「インボイス制度特設サイト」
をご覧ください。



石綿講習会 令和5年度の取組みについて

石綿作業主任者技能講習と建築物石綿含有建材調査者講習を実施

令和5年度においては、石綿取扱い作業従事者特別教育に加えて石綿作業主任者技能講習と建築物石綿含有建材調査者講習を実施します。講師は全中連から派遣します。実施に係る会場費や講師費用等は全中連が負担しますので、開催をご検討される会員団体の方は全中連事務局にご連絡ください。但し、連絡が遅い場合は講師の派遣ができないことがありますので、実施する旨の連絡は開催日の2カ月以上前までをお願いします。開催には5名以上の受講者が必要です。下請や仕事仲間の方も会員団体非会員企業として受講できます。尚、会場の予約・設営・受講者募集、並びに当日の受付（受講料徴収等）は会員団体で行って下さるようお願いします。

<石綿教育・講習の概要について>

	石綿取扱い作業従事者 特別教育	石綿作業主任者 技能講習	建築物石綿含有建材 調査者講習
受講料	会員団体会員企業 1人 3,000円	会員団体会員企業 1人 6,000円	会員団体会員企業 1人 35,000円
	会員団体非会員企業 1人 8,000円	会員団体非会員企業 1人 14,000円	会員団体非会員企業 1人 60,000円
受講資格	18歳以上の者	18歳以上の者	※実務経験11年以上等
受講時間	4.5時間	11時間(2日間)	12時間(2日間)
備考	修了者に修了証発行	修了試験あり	修了考査あり

※建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格について

学校教育法に定める大学・専門職大学・短期大学卒業後の実務経験年数、または学歴不問実務経験11年以上など受講資格区分は複数あります。詳しくは全中連事務局にお問い合わせください。

■石綿取扱い作業従事者特別教育

石綿等が使用されている建築物の解体等の業務を行うときは、作業従事者や近隣住民の石綿ばく露による健康障害を防止するため特別教育が義務付けられています。

(労働安全衛生規則第36条第37号)

■石綿作業主任者技能講習

石綿に関する作業を指揮し監督する責任者のことです。石綿に関する作業を行う場合は石綿作業主任者を選任する必要があり、主任者は事業者が資格取得者の中から選びます。石綿作業主任者の職務としては以下のものがあります。

- ・作業計画の作成等作業の方法を決定し、その作業を指揮監督する。
- ・呼吸用保護具、保護衣の使用状況を監視する。

■建築物石綿含有建材調査者講習

建築物等の解体または回収作業を行うときには、対象となる建築物に石綿使用の有無の調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられました。(石綿則第3条、関係告示)令和5年10月1日までに調査者の確保が必要となります。

本件についての詳細は事務局 (TEL 03-5651-7301/担当: 渡辺) にお問い合わせ下さい。

CCUS登録代理申請 事業者54件、技能者81件

建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録代理申請は、令和元年10月の事業開始から本年の2月末日時点で、登録済みまたは登録申し込みは事業者54件、技能者81人となっており、申請の受け付けは順調に伸びています。

建設業に従事する技能者は他の産業従事者と異なり、様々な事業者の現場で経験を積んでいくため、個々の技能者の能力が統一的に評価されにくく、現場管理や後進の指導など一定の経験を積んだ技能者が果たしている役割や能力が処遇に反映されにくい環境にあります。

こうしたことから、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを技能者が保持するICカードに業界統一ルールシステムにより蓄積することで、技能者の処遇改善や技能の研鑽を図ることを目的としたCCUSが創設されました。国土交通省ではすべての技能者（約330万人）の登録を目指しています。

CCUS処遇改善推進協議会（事務局担当：国土交通省不動産・建設経済局）のメンバーである当会は、CCUSに登録を希望する事業者ならびに技能者に対して、申請手続きの支援事業（提携する行政書士による代理申請）を実施しています。皆様にとって煩雑な作業が伴う登録手続きをサポートしておりますので、是非ご活用ください。

インボイス登録期限延長 9月末まで受付

消費税の税率や税額を請求書に正確に記載・保存するために今年の10月に導入するインボイス制度を巡り、政府は事業者登録の受け付けを延長する方針を決めました。制度開始に間に合わせるには原則3月末までの申請が必要でしたが、令和4年12月末時点の登録率は法人が75%、個人は34%にとどまっていることから、未登録の事情を問わず9月末まで受け付け、制度の円滑な導入に繋げることにしました。

仮に9月末に申請した場合、登録番号の取得は制度開始に間に合わないため、さかのぼって取引先に番号を知らせるなどの対応が必要となり、国税庁は「余裕を持って早めに対応してほしい」と呼びかけています

納税を免除されてきた売上高1000万円以下の事業者がインボイスを発行する課税事業者になる場合は、納税額を売上時に受け取る消費税の2割に抑える特例を設けるなどの負担軽減措置なども10月に導入されます。

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

行政の窓 建設業許可制度Q&A

行政書士 谷川竜一

(Q16) 建設業の許可を持っている父が引退することになったため、息子が事業を引き継ぐことになりました。建設業許可も息子が引き継ぐことはできますか？

(A16) 父から息子への事業譲渡について父・息子の双方が合意していれば、父の持つ建設業許可を息子が承継することができます。

(Q17) これまで個人として建設業の許可を取得して営業してきましたが、法人化することになりました。個人の建設業許可を法人に引き継ぐことはできますか？

(A17) Q16と同様に、個人が持っている建設業許可を法人に承継させることができます。

(Q18) 建設業許可を持っている2社が合併することになりました。両社の許可を合併後の法人に引き継ぐことはできますか？

(A18) Q16・Q17と同様に、2社が持っている建設業許可を合併後の法人に承継させることができます。

(Q19) 事業譲渡により建設業許可を承継する場合と、許可を新規で取り直す場合とで違いはありますか？

(A19) 以下のような違いがあります。

- ・許可を取り直す場合、新しい許可が下りるまでに建設業を営むことができない空白期間が生じることがあったが、許可を承継する場合は空白期間が生じない。
- ・許可を承継する場合、新規許可を申請する際の手数料（大臣許可の場合は15万円、知事許可の場合は9万円）が不要となる。
- ・許可を取り直す場合は許可番号が変わってしまうが、許可を承継する場合は許可番号もそのまま引き継ぐことができる。
- ・許可を承継する場合、承継元が持っていた建設業の許可は全て承継することになる。（父から息子に許可を承継する場合で父が「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」の許可を持っていた場合、息子はそのどちらかだけを承継することはできず、両方の許可を承継しなければならない。）
※承継先が許可要件を満たせない業種については承継前に廃業届を提出する必要がある。
- ・許可を承継する場合の有効期間は、承継元の許可の有効期間に関わらず、事業譲渡の日から5年間となる。
- ・許可を承継する場合、承継先は承継元が有していた経営事項審査の結果についても承継する。
- ・許可を承継する場合は事前に許可行政庁（大臣許可の場合は国土交通大臣、知事許可の場合は都道府県知事）の認可を受けなければならない。

(Q20) 建設業許可を承継する場合、認可の申請先はどこになりますか？

(A20) 承継元と承継先の関係により、以下のとおりとなります。

<国土交通大臣になる場合>

承継元が大臣許可業者である場合、もしくは、許可承継後に承継先の建設業を営む営業所が複数の都道府県にまたがる場合。

<都道府県知事になる場合>

承継元が知事許可業者であり、承継先の建設業を営む営業所が全て一つの都道府県内にある場合。

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事28職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用・一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様にご利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がけがをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は「1億円」と「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の村会に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

(1) 火災、台風、作業ミス等、自然災害・人的災害、偶然な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。
(2) 工事現場における荷下ろし開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
(3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建設物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
(4) 工事用材料、工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による運送中も補償します。

障害補償サポート<事業者用プラン一人親方用プランがあります>

(1) 業務中にケガ等を負った場合、貴社が災害補償規程に等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。
(2) 補償の対象となる方 <事業者用プラン> 役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員(アルバイト)、下請負人及びその構成員(派遣社員は含みません)。親族が従業員である場合も含みます。 ※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。 <一人親方プラン> 一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入随時受付中

- 全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受付けています（申込み締切り：毎月20日）。
- 申込み・お問い合わせについては、事務局（TEL 03-5651-7301 / 担当：佐藤）までご連絡ください。
- 詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。

ケガ休業・病気入院をカバー 全中連総合補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんが入るグループ傷害保険です。「ケガ休業プラン」と「ケガ休業プラン+病気入院プラン」がありますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

ケガによる休業を24時間補償（工作中・プライベート・地震も）

■ケガ休業プラン

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- 休業療養保険金 就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- 手術療養保険金 休業療養保険金がお支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- 入院療養一時金 休業療養保険金がお支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上になったときにお支払い
- 長期休業療養一時金 休業療養保険金がお支払われる場合で、30日間連続して就業不可となり、31日目も就業不能が継続しているときにお支払い
- 死亡保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられたときにお支払い
- 後遺障害保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残ったときに、障害の程度に応じてお支払い

※フルタイム補償特約：業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときに保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

告知（医師の診断）不要で加入できます

■病気入院プラン

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払いします。

※業務による症状補償特約：業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

事業所の福利厚生として、充実補償の**“ケガ休業+病気入院プラン”**を是非ご検討ください

病気入院プランのみの加入はできません。

■掛け金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（約9%安くなっています）があります。

■申込みについて

- ・法人・個人いずれもご加入できます
- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業・病気入院プランについては2名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。
- ・ケガ休業プラン+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。
- ・中途加入も随時受付します（申込み締切り：毎月20日）。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301 / 担当：佐藤）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



技能実習制度廃止へ 人材確保を前面に新制度創設

法務省は第5回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開き、現在の技能実習制度を廃止して、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方針を固めました。国際貢献のためといった表向きの目的と、人材不足の解消という実態との乖離がさまざまな問題を引き起こしていることを重視したもので、新制度では人手不足への対策であることを明確にしつつも、日本で働くことを希望する外国人や送出国にとってより良い制度となるよう見直しを行います。

同会議では中間報告として、制度改正に向けたたたき台を公表しました。この中で、技能実習制度の問題点として、職種や作業区分が細分化されているために特定技能と一致せず、スムーズに特定技能に移行できていない（キャリアが形成できない）、転籍（転職）できない仕組みが人権侵害や各種ハラスメント、無理な就労、失踪などの問題を引き起こすきっかけとなっている、監理団体や登録支援機関などの管理監督や支援体制が不十分で、悪質な事業者やブローカーが排除できていない、来日前後の日本語教育が不十分、受入れ見込数の設定プロセスが不透明で、受入れ側に必要な人材が確保できていないなどを挙げています。

特定技能への移行を円滑化・中長期滞在を可能に

こういった問題を踏まえ、新制度では企業の人材確保と外国人のキャリアアップを軸に実態に即した仕組みを構築するとし、技能実習で修得した技能が特定技能としても生かせる制度にすることで外国人が中長期にわたって活躍できる環境を整えるとしています。具体的には職種を特定技能の分野に一致させ、新たな制度から特定技能制度への移行がスムーズになるようにする、修得した技能の習熟度を測るための技能検定や技能実習評価試験の運用についても見直します。

転籍制限については、効率的に技能を習得するための実習期間を原則とする一方で、人権保護を考慮し、従来よりも制限を緩和します。

制限期間は、受入れ企業で人材育成に要する期間、受入れ企業が負担する来日時のコスト、国内の人手不足に対応するための安定的な人材確保、労働法制との関係などを念頭に総合的に判断します。

監理団体や登録支援機関の在り方については、存続の可否を含めて検討することになりました。事業者が安心して利用できる優良な監理団体・登録支援機関にインセンティブを与える方向で考えられています。受入れ企業での人権侵害や不適正な就労を防止・是正できていない団体は厳しく指導または排除する方針です。

日本語が未熟な外国人に対する教育については、自治体なども加えて、支援の役割分担について話し合うとしています。

<p>簡単手続きで すぐに入れる！ お得な工事保険</p>		<p>一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会 全中連トータルサポートプラン</p> <p><small>※この内容は概要の説明となります。詳しい内容についてはパンフレットをご確認いただくか、取扱い幹事代理店までお問い合わせください。</small></p>			
<p>第三者賠償補償サポート <small>(請負業者・生産物・施設所有管理者賠償責任保険)</small></p>	<p>工事補償サポート <small>(工事シングルガード)</small></p>	<p>安心の選べる 4つのサポート</p>			
<p>傷害補償サポート (事業者用プラン) <small>(事業活動総合保険)</small></p> <p><オプションで役員・従業員の所得補償 (長期障害所得補償特約) セット可能></p>	<p>傷害補償サポート (一人親方用プラン) <small>(就業中のみの危険補償特約セット傷害総合保険)</small></p>				
<p>全中連トータルサポートプランの特長</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 全中連のスケールメリットを生かした割安な保険料! ★ FAX送信と掛金入金で手続き完了! ★ いつでも加入できる (毎月20日締切) ★ 経費 (W1) で15ポイントの加点が可能! (傷害補償サポート・事業者用プラン) 		<p>保険料例 (2022年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>完成工事高・売上高とも 1億円の建築工事を営む 事業者の場合</td> <td> 第三者賠償補償サポートAコース … 95,690円 工事補償サポート (建築工事) … 62,160円 傷害補償サポート (事業者用プラン) Aコース … 143,710円 役員・従業員の所得補償 (オプション) … 132,400円 </td> </tr> </table>		完成工事高・売上高とも 1億円の建築工事を営む 事業者の場合	第三者賠償補償サポートAコース … 95,690円 工事補償サポート (建築工事) … 62,160円 傷害補償サポート (事業者用プラン) Aコース … 143,710円 役員・従業員の所得補償 (オプション) … 132,400円
完成工事高・売上高とも 1億円の建築工事を営む 事業者の場合	第三者賠償補償サポートAコース … 95,690円 工事補償サポート (建築工事) … 62,160円 傷害補償サポート (事業者用プラン) Aコース … 143,710円 役員・従業員の所得補償 (オプション) … 132,400円				
<p>【お問い合わせ先】 <取扱幹事代理店>株式会社ワイズマン東京支店 〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-11-11 Ysビル7階 TEL.03-5623-6455 FAX.03-5623-6488 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)</p>		<p>【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社</p>			